

## 第4回資格審査特別委員会会議録

- 1 開会日時 平成27年12月24日（木）午前10時0分
- 2 閉会日時 平成27年12月24日（木）午前11時36分
- 3 会議場所 議会委員会室
- 4 出席委員  
1 番 佐々木雄司君      4 番 保田 守君      5 番 丸山 明君  
6 番 治徳 義明君      7 番 原田 素代君      1 3 番 岡崎 達義君  
1 4 番 下山 哲司君
- 5 欠席委員  
な し
- 6 事務局職員出席者  
主 幹 黒田 未来君      主 査 青木 智彦君
- 7 審査又は調査事件について  
1) 北川勝義議員の資格決定について  
2) その他
- 8 議事内容 別紙のとおり

午前10時0分 開会

○委員長（丸山 明君） ただいまから北川勝義議員の資格決定についての審査に入ります。

お手元にきょうは資料をお配りしておりますが、前回執行部のほうに要求しました資料が1部入っております。それは後でござらんいただければいいんですけども、一応要求したものは全部出てきております。

それから初めに、前回の議論の振り返りということで、皆様からいろんな御議論いただきました。そして、法的な問題も一応この時点で弁護士さんの御意向も聞いたほうがいいんじゃないかというふうなことがありましたので、去る12月8日に奥田弁護士に会いまして、副委員長と一緒にお話をしてまいりました。

そういうことで、きょうのレジュメなんですけど、次に他市の条例についてということで私が主に調べた資料なんですけど、クリップでとめてる資料がたくさんあります、全国の資料。そういったものを、これは指定管理に関する条例ということで調べておりますので、それを御説明をさせていただきます。それについて、そういったものを踏まえて今後の進め方について、きょうは私からの問題提起というような形をとっているんですけど、法律論であるとか総務省の自治行政局にも問い合わせをしております。最終的にどのように判断をするのかということについて今後の道筋を見出していきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

それから、次回のスケジュールについてということで4番目に考えておりますが、これは来年のことですけれども1月18日を予定しております。最後に、その他ということで進めてまいります。

ということでございますので、それでは初めにお手元にお配りしております奥田弁護士というふうに、平成27年12月8日相談ということで書いております2枚物の資料をござんください。

奥田弁護士、顧問弁護士とお会いしまして、審査委員会、我々の議論を踏まえてさまざまな意見が出る中で、今後の進め方を聞いてまいりました。核心的なことを言いますと、農協の理事に北川議員が就任してるというふうな事実に対してどう思われるか、それから農協との関係というようなこともありますのでということで説明をしまして、それともう一点は指定管理の実態について説明をしまして、他市の例も挙げて判断を、参考の御意見を聞きたいというふうに説明したところ、弁護士が言われるのは、議員の判断が最終的な判断、この資格審査の問題についてあくまでも法律によると、議員の判断が最終的な判断になるということについて異論の余地はない、異論はいたしませんと。ただ、本人の訴えでそういった我々の議会の議決が覆されるというふうな行政指導を受ける場合もあるというふうなこともおっしゃって、1枚その下についとる資料のようなものを、これは馬場部長宛ての資料をそのままコピーされとったんですけども、いただきました。

請負の概念と92条の2に当たるかどうかというふうなことについては、過去の判例もこの中

にも入れておりますけども、142条の事例を示されております。さっきも言いましたけど、最終の判断については、請負の意味についての言葉の解釈が必要な場合、実態について考えたとき問題がある場合、あるいは良識に反する結論になってしまう場合などを私からも述べて、最終判断は127条で議員が議会ですということについて異論はないというふうなことが確認できたかなというふうに思っております。

馬場部長宛てのこの2枚目のメモですけども、これは最高裁の判例が一部入っております。これは、請負の全部であるとか部分的なものであるとか、例えばあかいわ農協との関係で赤磐市がどういうふうな取引のパーセントを占めてるか、部分を占めてるかというようなことも参考になりますよというふうなことをおっしゃっておられました。ですから、請負料が半分を超える場合とか、それに満たない場合とかというふうな場合について判例がありますよと。弁護士としては、この農協との関係については請負には当たらないのではないかというふうなこともおっしゃいました。

済いません、ざっくりした言い方で。

何かもし副委員長のほうから補足がありましたら、お願いします。

○副委員長（下山哲司君） 補足ということで、委員長のほうが言われますんで。

一緒にお聞きしとる中で一番大事なことは、議員がしっかり議論して理解ができるまで議論をしたほうがいいんじゃないですかと。認識のこと、最終的に議員が判断せられることで、弁護士さんの立場としたら、今までの判例しかないらしいです。じゃから、そういう考え方で議員がしっかり議論されて勉強せられて判断せられたらそれが正しいと思いますというのが最終的な結論です。特別に変わった話はございませんでした。30分間でしたので、大事なところだけお聞きしたんですが、前の委員会でお話が出たようなことは一応話をして、それでここへ書いたのはこれだけしか書いてませんが、話の中では議員がしっかり議論をせられ、認識を持たれるということが大事だというふうに言われました。

以上です。

○委員長（丸山 明君） ということで、次に進んでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（丸山 明君） 他市の例ということで出させていただいております資料をごらんください。

全部でたくさん例があったもんですからこのぐらいの部数になったんですが、実は指定管理の条例に関する部分だけを抜き出してきておりますので、文章的には長いもんじゃないんで、見やすいと思います。こういったことがあるんだというのをごらんいただきたい。分類別にまとめてますので、それを少し説明させていただきます。

一番最初に出しておりますのは、請負とみなす、指定管理の指定を請負とみなした場合に92条の2に該当するというふうな文面が明らかになってる事例がこれだけまとめてございま

す。それで、愛知県の尾張旭市、岐阜県が多治見市、美濃市、大野町、山梨県の甲州市といったところがはっきり請負というふうな言葉を出して、請負とみなした場合、自治法の92の2に該当する、あるいは142条、市長さんなんかのことも該当するというふうになりまして、そういった方を含む団体は指定管理者となることができないというふうにはっきり書かれてるわけでございます。欠格条項というふうな形でやられとるところもありますし、いきなりその言葉が出てくる場合もあります。ともかく、これだけ非常に似通ったものなのかなど。自治体の担当者としては、指定管理を、市の公的施設を管理していただく場合に、そこに市議会議員が加わるということは黒に限りなく近いかなというふうに判断されてる事例でございます。それが最初の固まりでございます。

それから、表現がいろいろあるものですから分けてみたんですが、2番目に指定管理先を請け負いする団体というふうに表示してるところなんです。2番目の固まりを見てもらいたんですが、これは例えば山口県長門市とか四日市市、飛島村とかあるんですけども、要は私がそんなふうにしたのは、主として市に対して請負をする団体であって、まず指定管理者の捉え方なんです。市に対して請負をする団体であって市議会の議員が取締役、執行役、これらに準ずべきものである団体は申請資格を有しないというふうに書いてあるというふうに、いろいろな側面で考えてみたんですが、どうも自治体の指定行為を市に対して請負をする団体、つまり市からいえば請け負わせる行為であり、指定行為を請け負ってもらうことというふうに捉えた規定であるというふうに言えるんじゃないかなというふうに思いました。そういうことで2番目の固まりをつくっております。

○委員（佐々木雄司君） ごめんなさい。

○委員長（丸山 明君） はい。

○委員（佐々木雄司君） いいですか。

○委員長（丸山 明君） はい。

○委員（佐々木雄司君） 濟いませぬ。話の腰を折って申しわけないんですが、今何のお話をしているのかなと思うんです。条例の羅列をしていただいても条例はあくまで条例であって、ローカルルールとも言えるようなものです。そういったようなものをこの92条の法律解釈のものに照らし合わせて、何のお話の発展性があるのかなと思ったりするんです。ですから、この92条の2というようなもの、この条例というものがうちの赤磐市のほうで定められているのであれば、条例に違反する云々どうのこうのという話になるんです。でも、92条の2に抵触するかしらないかということに関して、その下のローカルルールである条例について、うちの赤磐市にあるとかないかとかというような話は市役所に対して言うべきことであって、北川議員の資格云々の話では私はないと思うんですが。

ですから、私はそういうぐあいに法律の条文というか構成というものを解釈してるんですけども、そこをもうちょっと説明していただいて、なぜその条例というようなものが、ほかの他

市のローカルルールというようなものがこの件に出てくるのか、もうちょっと詳しく説明していただくと助かるんですけど。

○委員長（丸山 明君） わかりました。

私が思いましたのは、この92条の2、請負というものを判断するに当たって、最終的には議員の判断というふうになってるわけですが、自治法の127条で議会で3分の2以上をもって決定しなさいというふうになってるものですから。請負に当たるのではないかっていうふうな判断の、一つの皆様の考えていただく材料としてこういうふうなものがあるよと。しかも、1件とか2件ではなくて、相当数あるんです。それで、それを簡単に御紹介して。というのが、もっと言えば、逐条解説を多分根拠にして今までのルールが定められているものから、逐条解説によると指定管理はこの本法上の92の兼業禁止の規定に当たらないというような解説があるんです。それをもって大体今運営されてるわけですけども、しかしこれだけ実質的に……。

○副議長（岡崎達義君） 委員長。

○委員長（丸山 明君） はい。

○副議長（岡崎達義君） そういう説明はわかるんですけど、ここへ書いてるのを抜粋されますよね。これは、要するに指定管理の指定を請負とみなした場合についていう条件がつくでしょう。

○委員長（丸山 明君） そうです。

○副議長（岡崎達義君） その中に、例えば議員とか市長とかが入ってたら、これは市として指定管理を指定してはだめですよっていう話なんでしょう。

○委員長（丸山 明君） そうです。

○副議長（岡崎達義君） ですから、そういうことを言ってるんですし、今、佐々木委員が言われたように要するにうちにはそういう条例がないわけですから、他市の条例を当てはめることもできませんし、事後的に条例をつくって、請負っていうのはこういうふうになってますし、こういう議員が請負団体に入ってるから指定管理にしてはだめですよっていうこともできないわけですが、逆に言えば。ですから、せっかくたくさん条例を出してきてくださってますけど、赤磐市に関してはこの条例が今はないわけですから、それを適用するっていうことは、これはほとんどできないということですね。

○委員長（丸山 明君） 条例を適用することはそうだよな。

ちょっと待ってください。

○副委員長（下山哲司君） 補足させてもらいます。

先ほども言うたように、これは自治で司法でないんで、弁護士の先生も言われる、議員が最終的に結論を出すことなんで。必要なのは、そういう議論をするのにおいていろんな今までの例を勉強なさったんがいいんじゃないですかという指導もあるわけなんで。そういうことで、一番最初の会議のときに僕も言うたように、同じような認識を持って判断をしていただきたい

という考え方があって、ほんならこれを押しつけるとかという意味じゃなしに、全国的に今どういう状況かというのもこの委員会の議論することであって、それが文章的にはグレーなんです、今。じゃから、しないするというのがどちらも決めるのは最終的にうちの議員が決めることで、それまでに認識を持つためにこういう例を勉強したりするというのが……。

○副議長（岡崎達義君） よろしいですか。

○委員長（丸山 明君） はい、岡崎委員。

○副議長（岡崎達義君） そう言われますけど、この特別委員会っていうのは、そういう勉強する場じゃないですから。参考に出してきていただくのは結構ですけど、これを見て勉強しましょうっていうような場じゃないわけです。92条の2に当てはまるかどうか、請負に当てはまるかどうかっていうことを判断する場なんです。勉強するのはこういう書類を先に出してきていただいて、こういう書類がありますからこれでしっかり勉強していただきます。その上で現在問題になってる北川議員っていうのが92条の2の請負に当てはまる団体にいるかどうかとか、その団体が請負に当てはまるかどうかっていうことを判断する場ですから。判断した上で、議会としてどういう結論に持っていかかっていうことをするわけですから。あくまで勉強するんだったら、こんな特別委員会要りませんから。

○委員長（丸山 明君） わかりました。ちょっとね……。

○副委員長（下山哲司君） 今、勉強という言葉が当てはまらなんでしょうけど、しっかりこの委員会で議論するというのを僕は勉強と言うんですが、弁護士さんも言われよるように、しっかり議員さんが判断できるようになるまで早く議論しなさいということなんで、議論せずにできるできないというのは、できないとは解釈し切れないというのが今の全国的な例なんで、そういう例が起きるとということは、それが今までになかったことですから。最初できたときは、しないだけで終わるとの解釈でいいんですけど、現実にはそういう問題があったからそういうことになっとなんで、ということはそっちのほうへ移行せられるといふふうに理解もせにゃいけないので。じゃから、その認識ができるまでしっかり議論してくださいという意味ですから。

○委員長（丸山 明君） 皆さんの御意見を……。

○副議長（岡崎達義君） ちょっと今の続きで。

○委員長（丸山 明君） 今のね。

岡崎委員。

○副議長（岡崎達義君） ですが、先ほどのもとへ戻りますけど、ここへ出してくださいって欠格事項の3条とか4条とかありますよね。これに関しては、要するに議員や市長がこういう指定管理の団体に入ってる場合は指定管理をしてはならないという場合で、逆の場合ですから。だから、指定管理っていうのが指定管理団体の中に議員が属していて、その指定管理団体に属している議員が欠格条項に当たりますよという話じゃないわけですから、私、この条文は

余り意味をなさないんじゃないかなと思うんです、この資料に関しては。それだけちょっと。

○委員（治徳義明君） はい。

○委員長（丸山 明君） わかりました。

治徳委員。

○委員（治徳義明君） よろしいですか。

○副委員長（下山哲司君） ですから、指定管理がある過程の中で途中から議員が入ったわけですから、それも会計という監査っていう重要事項の中に入ったから僕が指摘しただけで、入ってなかったらしてません。最初から入っとんだったら、その理由があって入れとんじゃからいいですけど、途中から入ってやるということがおかしいんじゃないですかというて僕が市長に聞いたら、市長は地元が選んだんじゃから問題ない、そういうなのは理由にならんです。議員のことは議員が判断するんで、執行部が判断するんじゃないんです。執行部の条例と議員の受け取り方とは、また別の話なんです。じゃから、しっかり勉強して議論しなさいと弁護士の先生の言うのには、最終的には議員が判断するんで、執行部が判断するんじゃないんじゃから、しっかり議論しなさいというのがそこなんです。

○委員長（丸山 明君） ここで、暫時休憩させてください。

午前10時21分 休憩

午前10時27分 再開

○委員長（丸山 明君） 委員会を始めます。

お願いします。

○委員（治徳義明君） はい。

○委員長（丸山 明君） はい、治徳委員。

○委員（治徳義明君） 濟いませぬ。ただいま委員長のほうから他市の条例の話をとくさんしていただいたんですけども、確認なんですけれども、92の2では指定管理は請負には当たらないから各市が条例をつくってカバーをしているという理解でええんですか。そういう意味合いの資料なんですか。

それと、たくさん言いますけども、たくさん資料があるんですけども、全国何千自治体があって、どのくらい、数がもしわかるんだったら言うてください。

○委員長（丸山 明君） 今の質問なんで、それにお答えしますけども、私がインターネットで調べた資料では全部でこれだけとしか言えませぬ。ここに提出してるのが全てです。ここにお手元にありますんで。

○副委員長（下山哲司君） いいですか、補足で。

○委員長（丸山 明君） はい。

○副委員長（下山哲司君） その話も私も弁護士さんにこの前、そういう岡崎さんが言ったからお聞きしたんです。それも、やはり絶対当てはまらないとも言えないし、当てはまるも

言えない、それは議員が決めること。じゃから、しっかり議論をして、当たるか当たらんかというのは議員が判断することで、文章ではどういう解釈もできるんだと、あの文章は。じゃから、その辺を判断できんところが条例をつくりょうんで。うちとしては、うちに条例がないは別にして、条例を後からこれをもとにつくればいいんで。じゃから、弁護士さんに相談した部分では、当たらないとも言えない。学者の先生が言うのは、解釈の仕方その一文をとれば、当たらない部分をとれば当たらない。じゃけど、実際に文章でなくても、実権を持ってやっとなら同等とみなすというのが大体らしいです。

○委員（佐々木雄司君） はい。

○委員長（丸山 明君） はい、佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 条文でいくんでしたら、書かれている内容でいくんでしたら明確に請負契約ではないもんですから、これは明確に白っていう話になると思うんです。そうじゃなくて、実態の話をするのであれば、そうではなくてこれは実態的にどうなのかという話なのであれば、92条の2というものについての法要件、法構成というものがあるわけですから、その法要件、法構成というものを机の上にとんと置いて、今までの議会での発言であるとか、ライセンスセンターというものがどういった役割をしているのかとか、市役所との関係はどうなのか、その法構成、法要件というのを当てはめて、みんなでさあどうなんですかというような議論をしていかないと、ここのところでけしかるとかけしからんとか、他市の条例に照らし合わせて他市ではこういったぐあいにはしているんだからうちの赤磐市も同じように判断するべきだとかというような話には私ならないんだと思うんです。だから、全然違う方向に議論が行ってるような気がしますし、気持ちはわかるんですけども法律をさわるんでしたら、法律の法要件、法構成に基づいて照らし合わせてどうなのかというような判断をそれぞれが法律の見地に基づいて行っていかなければならないんだと私思うんです。そういった法律の見地をそれぞれ議員の皆さん方お持ちですよということの信頼、信用の中で127条というようなもので議会の皆さん方でこれを決してくださいということでこの法律の構成が127条もされているのであれば、それぞれが見識を高めて、92条の2の法構成、法要件というようなものにどうなのかというところの判断をしていかなければならないんだと私思うんですけども、どうなんですか、話が脱線してるように思うんですけど。

○委員長（丸山 明君） 一つ僕は誤解されてるというふうに思うんで、言いますけども。読みますよ、92条の2。今言われた指定管理が明らかに92の2に当たらないと条文に書いてあるとおっしゃいましたね、今。これを読みます、指定管理が書いてあるかどうか。「普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人、又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。」これが92条の2です。どこにこれ指定管理があるんですか、この中に。



○委員（佐々木雄司君） だから、ないじゃない。

○委員長（丸山 明君） ないじゃないですか。だから、指定管理を今話題にしていることが全然条文と外れてると、法律の趣旨から外れてるといふふうにおっしゃったじゃないですか。

○委員（佐々木雄司君） 違うよ。

○委員長（丸山 明君） 違うの。

はい、どうぞ。

○委員（佐々木雄司君） 指定管理が要するに請負とみなすかみなさないのかというところの話をしているんですよ。だから、指定管理と請負というものはそもそも話の出発点が違うわけですから、こここのところの今回ライスセンターというのは指定管理の話でしょう。請負の契約じゃないわけです。ということになれば、今回このライスセンターというものの指定管理というものがこの92条の2に書かれている請負関係に当てはまるものなのかどうかという実態的な把握をしなければいけないんですよということになったら技術論であって、けしかるとかけしからんとかという話じゃないでしょということ言ってるんです。

○委員長（丸山 明君） そんなこと言ってない。そうじゃなくて、当たるか当たらんかという判断……。

はい、岡崎委員。

○副議長（岡崎達義君） ちょっと補足させてもらおうか。

要するに、法というのは、法の中に規定されていないいろいろな規定はそこから外れますよっていう話なんです。ですから、佐々木委員が言われるのは、要するに92条の2に規定されていない、指定管理っていうのは。指定管理っていうのが規定されていない以上、請負に当たらないんですよということを言わんとしている。

○委員長（丸山 明君） 規定されていないから、当たらないということ。

○副議長（岡崎達義君） そうそうそうそう。法っていうのは、そういうふうになってるんです。だから、一つの法にこうこうこうなりますよ、ああなりますよと規定されていることは、その法で施行されていけばいいわけです、決定されていけば。ところが、それに規定されていないっていうことは、そこに当てはまらないということになってくるわけです。ですから、佐々木委員が言われるのは、要するに92条の2はそういうふうになってませんよ、ですから指定管理っていうのは92条の2には当てはまらないですよっていうことを指摘されてる。

○委員長（丸山 明君） わかりました。

1点、自治省に一遍聞いてますんで、自治省に、それを読みます。総務省の自治行政局の担当者に聞きました。それによりますと、92条の2の請負と指定管理についての考え方はどうなんでしょうかと言いましたら、自治省としては逐条解説のとおりであるというふうに言われました。しかし、422条の2、要するに公的施設の管理という目的を考えれば、さらに向こうが言われたんです、指定管理は地方自治体の自主性に大幅に委ねる制度なんだと言われまして、条

例でいろいろな兼業禁止の規定を定められていることは知っておりますし、そのことも可能ですと、そういうことは別に違法ではありません、認めておりますというふうに言っておられました。ということは、判断は曖昧なままなんです、ここに関しては。これは別に指定管理が決まっている話じゃなくて、我々のところで自治体として最終判断をすることについてはやぶさかではない、そのとおりですというふうな反応なんです。

○副議長（岡崎達義君） よろしい。

○委員長（丸山 明君） はい。

○副議長（岡崎達義君） ですから、先ほど委員長が示された各市の条例が、治徳委員が言われてましたよね、補足的に条例化してそこをカバーしようとしてるわけです。ですから、仮にこの赤磐市でそういうことがあって、いろいろなことが問題が起こった場合は新たに条例を制定しないとだめですし、その指定管理者の中に議員が入っているいろいろな不都合があれば、それは倫理条例などをつくって規制していくべきだと。ですから、今の状態で全くそういう当てはまる条例がない場合に、他市の条例がこうこうこうなってるからこういうふうにしましょうということには当てはまらないですよということを私たちは主張してるわけです。

○委員長（丸山 明君） わかります。微妙にずれているというふうに僕は思ったんですけど。

○副議長（岡崎達義君） ましてや、92条の2に規定のないものを請負ですよっていうわけにはいかないでしょうということを主張しているわけです。

○委員長（丸山 明君） わかりました。

はい、治徳委員。

○委員（治徳義明君） 委員長に確認なんですけど、9月28日に資格決定要求書を出されて、丸山委員長が出されてるんですけど、下記議員が地方自治法第92条の規定に該当するかどうか議会において決定するよというふうなお話でございますよね。その辺、私は入り口の部分の中で北川議員の2案件が92の2に該当するかどうかを決めればいいのかと。それは何でかというたら、さきに金谷議員さんの資格審査がありまして、僕はすばらしい資格審査だったんだろうと、委員として参加させていただき、委員の皆さんのお話をお聞きしたらすばらしい、それで入り口のところでカットされたんですけども。その辺御説明、そういう話じゃないかなと。以降の問題があるかどうかというのは、目的外の問題で、その辺を確認です。

○委員長（丸山 明君） 今のに答えます。

どうももどかしさがあるんですけども、私が言ってるのも、判断をしましょう、ここで92の2に当たるかどうかの判断をしましょうというのは全く一緒なんです。私が資格審査で出したのも、全く92の2に当たるかどうかということ、事例として一つは農協の理事の問題であり、もう一つは指定管理者の団体の中に重要な地位を占めてますね、そのことの2点を大きくは出したわけです。それが92の2に当たるかどうかということなんです。1点は、JAの、農協の関係でしたから、ここはきょうの議論にははまりませんが、まずきょうは、その指定管

理の実態のことを言ってるんじゃないくて、指定管理者の役員になること自体が92の2に当たるのかどうかというのを皆さんと考えると、この委員会で結論をしてほしい。多数決を最終的にはとりたいと思うんですが、そういう結論に持っていきたいというのがためのきょうの会議だと思ってます。

○副委員長（下山哲司君） ちょっと、委員長。

○委員長（丸山 明君） はい、どうぞ。

○副委員長（下山哲司君） 補足させていただきたいんですけど、僕一般質問の席でも言うと思うんですが、25万4,000円で事務を請け負っとんです、指定管理じゃなしに事務を請け負っとんです。その事務の会計たるものに座ったから市長におかしいんじゃないんですか言うたら、地元が選んだからよろしいというのは理由にならないんです。だから、事務請負をしとるわけですから、25万4,000円で、それを、書類が出とるように、最初の事務請負の事務を北川議員がしょうたわけですから、そりゃ請負に当たるんじゃないんですかということ僕を市長に言うたんですけど、市長が理解できんからあそこでやめたんですけど、じゃからこういう資格審査に至るんです。きちっとそのときにやっておけば、こういうことには至らんのです。じゃから、その判断をするのは、弁護士さんに言われるのは、議員ですと。条例の中には、国のあれにもないんです、当たるか当たらんかというのは。じゃけど、実態があればそれはまた別ですというて弁護士さんは言われる。

○委員長（丸山 明君） はい、岡崎委員。

○副議長（岡崎達義君） 中に北川議員が入っている以前に、ライスセンター自体が請負に当たるかどうかということ判断せんとだめでしょう。ライスセンターが請負に当たらないんだったら、中で事務をとってようが何しようがそれは関係ないことだし、ましてや事務を北川議員がとってるんであれば、それは産建委員会で議論すべき問題です。でしょう。産建委員会で、議員がこういうふうに入って行って中で事務をとってますよ、それはおかしいんじゃないですかという産建委員会で議論した上でそこで結論を出すべきことであって、特別委員会で結論を出すような話じゃないと思う。

以上です。

○委員（佐々木雄司君） はい。

○委員長（丸山 明君） はい。

○委員（佐々木雄司君） 2点あります。

まず1点なんですが、さっき委員長がおっしゃられた指定管理が92条の2に当たるか当たらないかの議論をするとおっしゃられたんですけども、指定管理は当たらないということですよ。

○委員長（丸山 明君） いや、当たらないという……。

○委員（佐々木雄司君） そうではなくて、ライスセンターにおける指定管理が92条の2に書

かれている請負というようなものに照らし合わせたときに、同位同等の役割を果たしているのかどうかということをここで皆さんで議論するんでしょう。

○委員長（丸山 明君） そうです。

○委員（佐々木雄司君） そうですね。であれば、技術的なことをしなきゃ。三者間の法構成というものが決まっているわけですから、法要件というものが決まっているわけですから、その法要件、法構成に照らし合わせて、一つ一つのいろんな事象があるわけですが、今、下山副委員長がおっしゃられたように事務員として中に入っていって事務の請負をしているんだというような、それが事実としてそこに存在するのであれば、表面上は指定管理という体裁をとっているけども、しかしながら地域のお米、農政における国の方針、国の農政ですから、国の農政における取り組みとして赤磐市が施設をつくり、その中に第三者を置いて、それでそのところに赤磐市が金銭を、金品を発出して国の業務の肩がわりをさせている、これは完全な請負関係ですよ。

そういうぐあいに一つ一つ積み重ねていって、指定管理という体裁をとっとるけども、実はふたをあけていろいろ調べていくとこれは請負関係に当たるのではないのかということをお我々委員会としては決議しましたよということで本議会に送って、皆さんどうなんですかという話でしょう。そういう流れっていうのを忘れちゃいけないんじゃないんですか。だから、そういう方針でぜひとも進めていただかなければ、議論がかみ合わないというか、全然違う方向にふわふわと行っちゃって、ほかのところの事例を出してきてこれはこうだとかああだとかつつき回すだけつつき回しても、何ら赤磐市のこの状況を話し合えないわけですから、何をおっしゃられてるのかなと僕は、逆にもうちょっと建設的な議論をしましょうというような気持ちなんです。

○委員長（丸山 明君） 今の件、私十分に、自分の思いと違うところがあるものですから、お尋ねせんといけんと思うんだけど。

意見があったら。

私は、我々議員も法律の専門家ではないので、今おっしゃった法構成とか、先日佐々木委員から出された解釈の受益関係が三者においてあるかどうかというようなこともありましたよね。そういったものもこの間弁護士さんにも出したんですけど、弁護士さんとしても、そんなにそれについて特にコメントを何もされなかったんです。我々議員の法律関係じゃない頭で考えた場合にむしろ僕が思うのは、指定をする行為、指名をする行為というものの裏側に請負をする行為があるとかというふうに考えることのほうが私には理解がしやすく、いわゆる受益関係だけの行為で100%仕事をこなしてるかどうかみたいなことが判断になってくるような法構成とかいろんな判断になってくると思うんですが、非常に難しいように私には思えたんです。

○委員（佐々木雄司君） はい、委員長。

○委員長（丸山 明君） はい。

○委員（佐々木雄司君） 冒頭に奥田弁護士の相談内容というのを御紹介いただきました。その中に、ただし本人の訴えで議決が覆された例はあるとのことでしたということで御紹介をいただいたんですが、まさに弁護士さんはこのところを言われてるんだと思います。我々が法律的な見地に基づいて127条の権限に基づいて判断しなければ、その判断は司法の手によって覆されることがありますよと。ですから、法律的な見地と法構成やいろいろなものを判断して127条に挑んでくださいねと、こういうぐあいにおっしゃられてるんじゃないんですか、ここは。私はそういうぐあいに読んでますけど。

○副委員長（下山哲司君） 委員長、よろしいか。

○委員（佐々木雄司君） はい。

○副委員長（下山哲司君） 一番最初に私が言ったことなんで、2回目だったですか3回目だったですか、1回目は欠席させていただいたんですが、そのときに申し上げたのが、議員が最終的には判断するというのを一番重く思っていたかにはあいけんのは、議員のことを議員がきちっとお互いに取り締まれないということは議員としての間違いなんです、根本的に。議員が間違っただけをしたら、間違っただけという判断をしなきゃならないんで。今、一番大事なのは、僕も言うたように、議論をして、そいでみんなが同じ認識を持てた中で請負に当たるか当たらんか判断していただきたいというのを言うたと思うんです。覚えていただいとります。そう言ったと思うんです。じゃから、その議論を今やっていただきよんじやというふうに私は認識しとんで、そういうふうに理解してください。

○委員長（丸山 明君） 1つ、これも済みません、きょうは発言が多くて申しわけないんですが、1つだけ。

この間、朝日新聞に法律学者、憲法学者ですけど長谷部先生っていう慶應大学の先生、あの人が対談で言われてることが僕は物すごく当てはまると思って、きょう御紹介するんですが。ここであれ配ってもらってもいいんだけど、資料を。早稲田大学かな、あの、長谷部さん、憲法学者。

○委員（原田素代君） 違憲を発言された。

○委員長（丸山 明君） ああ、そうそうそうそう。ちょっとごらんください。今お配りしてる資料の2枚目に御紹介をさせていただきます。これは、誰が言っても法律の専門家です。要するに、2つの法律があるということ、これを読みます。

法律の条文の解釈が必要な場合とはということで、法律の条文は解釈をしなくても意味がわかるというのが原則です。ただ、例外的に、ここから大事なんです、解釈が必要になる場合があります。ある条文と別の条文——すなわち自治省も認めてる他市の条例に書かれているようなこれも法律です、それから自治法も法律です、その法律の条文自体を比較したとき、明らかに矛盾してることを認めてるじゃないですか、今——矛盾している場合ですと。あるいは、

もう一つあって、日本語の意味どおりに考えたら、というのは指定管理というものを、あるいは請負という言葉そのとおりに考えたら良識に反する場合、この法律の目的に反する場合などです。その2つの場合は解釈をしてくださいというふうに積極的に書かれとんです。一番そこで大事なものは、頼りになるのは、考えるよすがになるのは、法律の安定性と継続性なんです。92条の2の法律の安定性と継続なんですということです。それをもとに判断していただくのがいいんじゃないかというふうに私は考えまして、あえて今お配りさせてもらったんですが。

はい、どうぞ、佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 腰を折って申しわけないんですが、今おっしゃられた、確かに法律の安定性と継続性というものは法律を語る中で法益も含めて非常に重要であるということは当然のことなんですけれども、今おっしゃられてるのは裁判所の立場で判断される、法廷で判断される内容だろうと思います。今、我々がやっているのは、この解釈については解釈が出されてるんです、逐条解説ということで総務省のほうから、92条の2についても。

○委員長（丸山 明君） あれは、裁判所じゃないですよ。

○委員（佐々木雄司君） 92条の2についてこういう運用をしてくださいねということで所管する省庁のほうから出されているんですから、そのものに基づいて我々は判断を粛々としていくということじゃないんですか。要するに、法律の安定性だとか継続性だとか法益だとかという話になったら、総務省の見解を超えて新しい解釈を引き出すような形になりますよ。

○委員長（丸山 明君） そうです。

○委員（佐々木雄司君） 総務省の運用を超えて我々が判断するようになるんですか。

○委員長（丸山 明君） 1ページ目、もう一遍見てください。1ページ目の、私はこういうふうに条文を丁寧に読みました。逐条解説の244条の2の公の施設の設置管理の逐条解説5項にありました。この中に、コンパクトに注意してまとめましたけども、指定管理が当たらないというふうに書いてあるのがこの5項なんです。これは、あくまでも自治省が解釈をしています。議会の議決を経た上で指定管理というものは行うものであり、請負には当たらないと確かに書いてあります。

そして、次のポイントは、指定はなぜ当たらないかということ、契約ではないからということです。契約ではなく、公の施設を管理する権限自体は指定という行為によって生じるものであると書いてあります。それから3番目に、直接の取引関係、直接というのは自治体と指定管理者との直接の取引関係に当たらないため請負には当たらず、本法上の兼業禁止の規定は適用されない、これがポイントなんです、書かれている内容は。

しかし、僕考えたんですが、下に1番のこの規定はあくまでも指名をする側の、指定をする側から見た指定行為の行為そのものの説明になってるというふうに思いました。指定管理であるから請負には当たらないというふうに言ってる。2番目は、単に指定管理っていうこれも自

治体側から見た言葉の説明を指定管理というふうにしてるだけですよ。読んでみてください、丁寧に。それから3番目に、取引関係という言葉が出てきましたけども、この取引関係というのはこちら側と相手側、請け負う側と指名をする側を含めて審査をし選択し協議しというふうな指名をするという行為の総体を言っていると私は思うんですけども、そういうことからいうと請負だけが当たらないというふうに言っても、それは素直に納得できる言葉ではないですよ。というふうに僕は思ったんですけど。

○委員（佐々木雄司君） はい、委員長。

○委員長（丸山 明君） はい、どうぞ。

○委員（佐々木雄司君） よろしいですか。

244条の2の説明をいただいて、要するにここに書かれている言葉をああでもないこうでもないと言っているわけですけども、ここに書いてあるものが、指定管理の言葉が請負と受け取ることができるのかできないのかというよりは、赤磐の市のライセンスセンターの、先ほど下山副委員長がおっしゃられたように、議員が事務の請負をしている、そのところに金品が発生している、そういうような事実を一つ一つ積み上げていって、この244条の2のそういった指定管理というようなものに当てはまるのか当てはまらないのかというところの判断をしていくべきではないんですかということをおは先ほどからずっと言っているんです。

○委員長（丸山 明君） 岡崎委員は、だからまず法的な解釈をやりましょうということじゃなかったですか。

○委員（原田素代君） 休憩を求めます。

○委員長（丸山 明君） はい、じゃあ暫時休憩します。

午前10時56分 休憩

午前11時10分 再開

○委員長（丸山 明君） 休憩に引き続いて委員会を再開します。

済みません。きょう、なかなか進め方、きょう指定管理について議論しようというふうに思ってきたんですが、いろいろさまざまな認識がありますんで、皆さん一人一人にひとつ、はっきり言います、92条の2、この請負禁止の規定に指定管理という今まで議論をしてきたここまでの時点での皆さんの思いをこれから語ってもらって、それぞれ御意見をいただいて、その結果で、きょう余りエキサイティングじゃないけど、わからない話に持っていきたいんで、とりあえず指定管理についての議論が深まるようなことをやってみたかったんで、入り口が違うとか違わないとかというふうな話になると違ってくるんで、まず最初に御意見いただいて、後、下山さんのほうから取りまとめてやってください、今後の、きょうのことを。

○委員（佐々木雄司君） 委員長、確認です。

○委員長（丸山 明君） はい、どうぞ。

○委員（佐々木雄司君） 済みません。今、委員長のほうから指定管理についてどうなのかと

いう話をされ、指定管理について語ればいいんですか。指定管理と92条の関係について語れば  
いいんですか。

○委員長（丸山 明君） そうです、はい。

○委員（佐々木雄司君） そうではなくて、赤磐市のライスセンターと92条の関係について語  
るんじゃないんですか。

○委員長（丸山 明君） じゃあなくって。

○委員（佐々木雄司君） じゃあないんですか。

○副委員長（下山哲司君） 違うよ。

よろしい。

○委員長（丸山 明君） それも含めて、とりあえず自由に議論してもらいましょうか。

○副委員長（下山哲司君） 委員長、ちょっと待ってください。

○委員（原田素代君） それはもうしたから。

○副委員長（下山哲司君） 委員長ちょっと待ってください。

○委員（原田素代君） 整理をしてほしかった、2人から。

○副委員長（下山哲司君） 補足していいですか。

○委員長（丸山 明君） じゃあ、ちょっと。

○副委員長（下山哲司君） 委員長、いいですか。

私は、この出したときに指定管理だという意味じゃないです、たまたま指定管理だけのこと  
で。25万4,000円が請負に当たらないのかというて出したわけですから。指定管理を出したわ  
けじゃないです。たまたまそれが指定管理だっただけですから。その辺だけは、勘違いをせん  
ように。

ですから、ある実態行為が指定管理に当たるんじゃないでしょうかということをもみんなで認  
識できるまで調査をしてくださいというお願いをしたと思うんです、3回目のときに。そのこ  
とだけは忘れんように。それをほっといて、次に行かんようにしてください。それだけお願い  
しときます。そのときは皆さん賛成して下さったんですから。

○委員（佐々木雄司君） はい。

○委員長（丸山 明君） はい、佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 済いません。副委員長、ありがとうございます。

じゃあ、もう一度確認なんですが、92条の2における指定管理ではなくて、ライスセンター  
が92条の2の請負というようなものに当てはまるのか当てはまらないのかということについて  
思いを述べてくれという話でいいんですね。

○副委員長（下山哲司君） そうです、はい。

○委員（佐々木雄司君） わかりました。

○委員長（丸山 明君） はい、そういうことでお願いします。



原田委員。

○委員（原田素代君） 今、私もすぐ副委員長と佐々木さんのやりとりの中で、ようやくいろいろ迷路があったけどたどり着いたなと思います。要するに、請負の問題について私たちは請負なのかどうかの調査をしようというところから始まっているわけで、そのためのさまざまな議事録や過去の北川議員が発言してきたり、彼が実態としていろいろ私たちが知り得ないところの情報をここで調査をしましょうということなのですから、最初に委員長がおっしゃった92条の2の指定管理と請負の問題の結論というような議論になると、もともとの狙いはそこでここを調査するのではなくて、請負に当たらないかどうかということで、請負の実態がないかどうかということを経験した過去の彼の言動から浮き上がらせて、結果として、でも当たらない、もしくは当たるという判断だと私の理解はしています。だから、そういう議論がされてほしい。だから、法律の解釈論ではなくて、出発は請負に当たるかどうかという疑念が生じたことによって委員会ができて、その実態をここでいろいろ背景やら彼の言動を明らかにして、問題ありかないかを結論づけるということの議論にもう一度切り直してほしいと思っているということです。

○委員長（丸山 明君） はい、わかりました。

○委員（佐々木雄司君） はい。

○委員長（丸山 明君） はい、佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） はい、同感です。

以上です。

○委員長（丸山 明君） 今に関して。

はい、岡崎委員。

○副議長（岡崎達義君） 私は、指定管理っていうのは全く請負に当たらないと思ってますので、その中で議員がいようが職員が何をしていようが、それは今度議論するのは産建委員会で議論してもらって、おかしければおかしいと指摘していただければいいことであって、25万4,000円の補助が出てからこれが請負に当たるっていうのは全く同意できないということです。

○委員長（丸山 明君） はい、わかりました。

はい、お二方。

保田委員。

○委員（保田 守君） 私は、この委員会委員にならしてもらったんですが、これは白か黒かを決める委員会じゃということで、ええか悪いかとかじゃなしに、白か黒かじゃというからなっただけで、彼自身の今までのやってきたこと、客観的なものが頭の中に入ってます。私自身は、そんなことを踏まえて、法律論は全く無知なもので、自分が関係した裁判とかというのを経験は何遍かしています。それでも、それは最終的にはどっちでもとれるというんか、自分が正論じ

や思うとっても、自分の経験上は五分五分みたいな話で終わってしまうことが多かったんで。きょうの弁護士さんの話も、弁護士さんは判例があればそれにのっとってしゃべるけど、そうじゃない部分に関しては、さっき言われたように議員が決めることじゃということで。あとのこれからは、彼が、法律論の関係も要るんでしょうけども、皆さんの議論を聞きながら勉強させてもらうんですけど、僕は一つ一つやってきたことを議事録であれ、彼が一つ一つしたことであれ、それを一つずつかみ砕いていって、とりあえず結論づけて。私のほうは、頭の中じゃ結論はこうだったみたいに勝手に自分で持つわけじゃけど、そうは思うても皆さんの意見を聞きながら善悪を白と黒ならそこで最終的には決着をつけるという話をしたいと思うんで。そういうことだと思います。

○委員長（丸山 明君） わかりました。ありがとうございます。

はい、治徳委員。

○委員（治徳義明君） やっぱり文言というのは重要なんだろうと思ってます。92の2に指定管理、ライセンスセンターは指定管理してるからこういうふうな状況になってるわけで、指定管理かどうかというのは委員長が正しいんだろうと思うんですけども、岡崎副議長が言われるように僕も指定管理は請負には当たらないと思います。

保田委員さんなんか言われたことは、また目的外の別の話なんだろう、それがいいか悪いかとかというのは全く別の話なんだろうと思います。今回、92の2を審査するよというところで資格決定要求が出されてるわけですから、そこを基本的に考えるべきだろうと、こういうふうに思います。

以上です。

○副委員長（下山哲司君） はい、委員長。

○委員長（丸山 明君） はい、副委員長。

○副委員長（下山哲司君） 皆さん言われるのは、いろいろ個々で言われるのはそれでいいと思うんですが、第3回だったと思うんですが、私が皆さんが同じ認識を持つまで調査はお願いしたいということで皆さん賛成してくださったと思うんです。ですから、請負に当たるか当たらんかというのは、そのときに言わせてもらったように、ペーパー的には当たらないっていう解釈であっても、実態がそうであれば同等とみなすというような弁護士さんの意見もあるんで、そういうふうに理解をして調査をお願いしたいということをして、皆さん賛成してくださったというように理解しとんですが。きょうの話でいきやあ全く横へそれてしもうて、こっちの運営の仕方が悪かったんで申しわけないと思うんですが、横へそれずにそういうふうに決めた方向に粛々とお願いをしたいというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

○委員長（丸山 明君） ということでございますんで、私の受けとめ方は、完全に進め方について実態をこれから進めていくのがいいのか、一つの解釈を、指定管理というものについて実態を調査するんであれば、指定管理が法律的に当たるのか当たらないのかっていうふうなこ

とを先にするべきだっという御意見もあるわけです、実際問題。ですから、預かってる方としては、やはり皆さんの一定の結論をいただかないと次の工程に進むことができないというふうに思うんです。そう思ってきょうの場を設定したつもりなんですけど、やはり私が思った以上に人の考えてのはさまざまでございますんで、きょう正直言ってこの後どうしようかなというふうに今思ってます。副委員長の知恵もおかりせにやいかんと思うんですが、このまま議論をしても同じことの繰り返しになるように思うんです、きょうのこの議論っていうのは。ですから、きょうお渡ししたこの資料っていうのを一応お読みいただいて。それで、どうぞ1つお願いは、決めつけないでほしいんです。結論をまず最初に持ってきて何かこれから考えていこうというんでは、考えることにならないと思うんです。実態を進めようとするときにいろいろな道順が皆さん違うわけですから、手順が違うんですから、そこについて十分資料を見ながら御検討いただいて、次の道筋を何とか副委員長と相談して見出していきたいというふうに思いますんで。というのが、大きな道筋としては、このまま指定管理を含めた請負について法律論を乗り越えるのか、いきなり行くのか、あるいは実態管理を進めていくのか。もう一つは、例えばそういう中で倫理の規定というものにげたを預けていくのか。他市の条例がたくさんありますけども、そういう場に移したほうが良いというふうなことも一つの道としてはあると思うんです。

○委員（佐々木雄司君） 委員長。

○委員長（丸山 明君） はい、佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） またまた腰を折って申しわけないんですが、92条の2に関しての話ですから、他市の条例に移るとか云々という話ではないように思うんですけども。92条の2についてやりませんか。他市の条例については、それぞれの、先ほども専門委員会もありますし、議員が今のこの赤磐市に他市の条例に等しいものがなくて、ざるみたいな状態になってほしい放題やりたい放題の状態になってると、これを塞がなければいけないというんであれば、自分で政策のペンを走らせて条例制定ということで議会のほうに動議を出す、政策立案能力、そのための政務活動費でもあるわけですから、しっかりとそのお金を使っていただいていたければいい話で、こちらの場所は92条の2ですから、92条の2に基づいて判断する。先ほど同僚委員が言いましたけども、いいか悪いかの判断、白か黒かの判断なんでしょうから、そのところでやっていただきたいなと今お話を聞きながら感じてしまったんですけども。ぜひ酌んでいただいて、そういう方針を取り入れていただけたらなというふうにご願いを申し上げたいと思います。

○委員長（丸山 明君） つまり、もうここで……。

○副委員長（下山哲司君） 委員長、3回のときに審査のたたき台についてということで皆さんと相談して、調査をして理解ができてから当たるか当たらんかの審査を……。

○委員長（丸山 明君） だから、調査をまだ継続するということね、要するに。

○副委員長（下山哲司君） まだ全くしてないわけだから。

○委員長（丸山 明君） だから、してないんだからそっちの方向でということと言われとるわけでしょう。だから、今2つがぶつかり合ってるんだということ言ってるつもり。要するにもうここで……。

同じこと言うてもいかんか。後相談しようか。

○副委員長（下山哲司君） 今、意見を聞いたんじゃから、委員長が意見の取りまとめをすりゃええん。委員長の意見を言わんでええんよ。

○委員長（丸山 明君） まとまらんのかな、それが僕の中では。

○副委員長（下山哲司君） どうして。

○委員長（丸山 明君） 次、どうすりゃええかが私にはわからん。

○副委員長（下山哲司君） 4人が調査をせえ言よんじゃから。そういうふうを受け取ったよ。皆さんそう受け取ってくださったよ、僕がそう言ったら。

○委員長（丸山 明君） 実態の調査を進めさせてもろうてよろしいんですか、これから執行部に対して資料を求めて。そういう方向性で。

○委員（原田素代君） それがうったえだと思ってますから。

○副委員長（下山哲司君） 第3回のときに審査のたたき台についてということで、調査をして理解ができた上で判断しましょうというて皆さん賛成してくださったのをやめて次に変えてもろうたら、そのときにしたことにならんが、前は。

○副議長（岡崎達義君） ちょっとよろしい。

○委員長（丸山 明君） 岡崎委員。

○副議長（岡崎達義君） だから、調査するんだったら請負に当たるかどうか、指定管理が請負に当たるかどうか、その指定管理が請負に当たる場合、指定管理の市からの請負率がどれくらいのことになってるかどうか、農協なんかでも農協の非常勤の理事をしますわね、本人が。農協と市の関係がどうなのか、その中に非常勤の理事になってる資格っていうのはどういう状態にあるのか、そういうことを調査してもらって、事務的にきちっと結論を出していきましょうということです。それ以上でも以下でもないわけ。それが92条の2に当てはまるかどうかをここで判断して、早ければ2回、3回後に結論も出てくるでしょうし。そういうことです。

○委員長（丸山 明君） それは、我々が求めた全てのことに對してっていうふうに、要するにライスセンターのこともっていうことなんですか。

○副委員長（下山哲司君） ちょっと待ってください。

集めた書類もその一部ではあるんじゃけど、それは皆さんに見てもらおうもんで、前に3回に決めたのは肅々とということで、その審査のたたき台についてということで調査をするということでオーケーをとったわけだから、それはそのまま行かにかあいいけんわけ。きょう、委員長

が用意してくださった書類は皆さんに見てもらっただけのもんで、きょう協議するもんじゃねえんで。じゃから、指定管理についてどうこういう問題はないん。ここで話し合いをぼっこうする必要ないん。調査をするということで3回終わっとるわけじゃけえ。じゃから、途中から違う話をひつつけずに、お願いします。そういうことでしょ。

○委員長（丸山 明君） 後、副委員長とよく協議して、次回の道筋を何とか自分の中で整理してみます。

○委員（原田素代君） いいですか。

○委員長（丸山 明君） はい。

○委員（原田素代君） 前回、執行部への資料請求についてというのを、この項目を前回確認をして、今回ここに1から7まで出してあるということですよ。これ比較すると、確認ですけど、要求したほうの上から3点が今回の提出資料に入っていないのではないかと思うのですが、そこはどう確認されてますか。上から黒ぼちが3点、この提出資料という束の中にはないように思うんですが、これが全部だと思ってるんですか、委員長のほうは。上の3点も含まれると理解していいんですか。

○副委員長（下山哲司君） いいですか、補足しましょうか。

○委員長（丸山 明君） はい。

○副委員長（下山哲司君） 前回のときは、ライスセンターの締めが12月いっぱいですから、報告があつて来年でなかったらただけなのでそれでいいですかということで話をしたと思うんです。じゃから、今回は下から5つをお願いするということですから、上の4点は今回はない。前回は、そういうことになったと思います。

○委員（原田素代君） いやいやいや、ですから……。

○委員（治徳義明君） そうなってますよ。

○副委員長（下山哲司君） でしょ、僕も書いてますから。

○委員（原田素代君） いいですか。

○委員長（丸山 明君） はい、どうぞ。

○委員（原田素代君） 4つ目のライスセンター規約にある別紙管理運営規定も入ってるんです、今回出されてます。だから、上の3点が今副委員長が御説明された決算を待たれないといけないということなんですね。ただ、3点目は、決算を待たないとわからないものなんですよ。

○副委員長（下山哲司君） わからないです。

○委員（原田素代君） そうですか。

○副委員長（下山哲司君） 4点目も、9月に変えとりますから。

○委員（原田素代君） でも、出てますよ。

○副委員長（下山哲司君） いやいや、それは違います。出てません。名簿とかが出てませ

ん。じゃから、12月の締めをもって新しいのをいただくということにします。ですから、上から4点は来年ということで。1月の……。

○委員（原田素代君） 提出資料の1は何ですか、これは。提出された側の資料の1、管理運営規定となっておりますけど。

○副委員長（下山哲司君） これは、もともとのあそこの財産のあれでしょう。そうじゃなしに、流動的な部分は12月が締めですから、役員についても運営の実績についても12月に締めて1月でないと提出していただけんじゃろうということで、下の5点だけを今回出してもらおうになつとると思う。

○委員（原田素代君） 委員長、いいですか。

○委員長（丸山 明君） はい。

○委員（原田素代君） 4点目のこのライスセンター規約にある別紙管理運営規定というふうに求めたものと、今回出された1番の吉井ライスセンター管理運営規定は違うものなんですね。

○委員長（丸山 明君） これ一緒ですよ。

○委員（原田素代君） ってことは、4点目までは出てるかと理解していいんですね。

○副委員長（下山哲司君） 委員長、よろしい。

○委員長（丸山 明君） はい。

○副委員長（下山哲司君） そうじゃなしに、一般質問のときに言われたように本人が9月でやめとるわけ。ですから、これは新しい分じゃないと思う。

○委員（原田素代君） じゃあ、物が違うと理解して……。

○副委員長（下山哲司君） そうそうそうそう。

○委員（原田素代君） そこだけ確認。

○副委員長（下山哲司君） 私はそういうふう理解したから、5点だけは今回出してもらえるけど、上の4点は年を越した12月が終わってからでないとしてこないでしょうということで5点だけお願いしとると思います、その3回には。ここにメモしてますから。

○委員（原田素代君） 5点というか7点ですよ。資料の整合性を確認してほしいんです。出てきたものがどこが一致してどれが別なのかっていうのがちょっと。この文言だけだとずれがあるのであれば、確認をしてください。

○委員長（丸山 明君） はい、わかりました。後、整合性を確認、事務局のほうでしてみます。申しわけない。きょう僕もこの内容について、前回のとききちっとした詰め合わせがまだできてないんです、突き合わせが。きょうの内容に一生懸命だったもんですから、申しわけない。

○副委員長（下山哲司君） 補足しましょうか。

○委員長（丸山 明君） はい。

- 副委員長（下山哲司君） 今回、赤磐市から予算をもらって事業もやっとなりますね。
- 委員（原田素代君） ライスセンターでしょう。
- 副委員長（下山哲司君） そうそう、投入口の計量……。
- 委員長（丸山 明君） 改修工事ね。
- 副委員長（下山哲司君） はい。1,000万円ほどの予算。それもここの全部含めたもんが12月の決算で全部出てくるから、それをもってもらいましょうと。待たにゃあ出てこんですから。じゃから、そういうことで1月でないともらえんよという話でなかった。固定的な分は入れてくださとんじゃけど、そうじゃなしに流動的な部分が……。
- 委員（原田素代君） それが3点ですね、上の。
- 副委員長（下山哲司君） 4点。
- 委員（原田素代君） この4点目は……。
- 副委員長（下山哲司君） 管理の規定も一部変わっと思うんですよ、人間が変わるんですから。
- 副議長（岡崎達義君） ええがもう、委員長、副委員長に任せとこう。
- 委員（原田素代君） だから、書類がどうなのかっていうのがわかんないと根拠にならないから。だから、要するにこれはまだ別に出る可能性があるわけですね。
- 副委員長（下山哲司君） そうです。可能性はね。
- 委員（原田素代君） はい、わかりました。
- 副委員長（下山哲司君） だから、今の下から5点は、前回お願いしとる5点は出てます。そういうふうに理解していただいたら。ねえ、委員長。
- 委員長（丸山 明君） また突き合わせをします。わかりました、申しわけなかった。
- きょう議論をしてみたかったのは、そういうことだったんで、多少皆さんの求められてたものと違ったのかなということで、あと少し考えてみます。きょうの議論は、一応これで、私のほうから言った指定管理のことについては、ここで終わりですから。
- 副委員長（下山哲司君） ですから、下から2つのきょうの項目をまとめてください。執行部からの提出資料についてと次回のスケジュール、この2つをまとめてよ。
- 委員長（丸山 明君） 今、原田委員のほうからおっしゃった資料については、精査をして次回の委員会のほうで御報告をさせていただきますので。
- それから、次回のスケジュールのことなんですが、1月18日の月曜日を予定してます。午前10時からです。
- 委員（佐々木雄司君） 18日の10時からですね。
- 委員長（丸山 明君） はい。
- 委員（原田素代君） 予想ですが、これは午前中で終わるくらいのボリュームだと思っていんですか、それとも午後までかかると思ったほうがいいですか。

○委員長（丸山 明君） ちょっとわからないです、今。そう大幅にはかからないと思いますけども。相談します。

スケジュールについてはよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（丸山 明君） 最後、その他ということで、皆さんから何かありましたらお願いします。

よろしいですか。

はい、副委員長。

○副委員長（下山哲司君） 一言おわびっていうんじゃないですけど、アドバイスがうまくできてなくて申しわけないと思います。順を追って粛々とお願いしたいと思いますので、できるだけ努力してまいりますので、来年もよろしゅうお願いいたします。

○委員長（丸山 明君） きょうの委員会はこれで終わります。

ありがとうございました。お疲れさまでした。

午前11時36分 閉会